

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員（m）	延長（m）
市道	北 3 - 6 6 号線	新潟市北区濁川字大島 3150 番 4 地 先から	前	6.5 ~ 7.0	167.1
		新潟市北区濁川字大島 3322 番 3 地 先まで	後	6.5 ~ 19.4	167.1